

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月2日
【会社名】	株式会社エフティコミュニケーションズ
【英訳名】	F T COMMUNICATIONS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 畔 柳 誠
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
【電話番号】	03(5847)2777(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部 部長 山 本 博 之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
【電話番号】	03(5847)2777(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部 部長 山 本 博 之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 394,740,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所  (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	21,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1株となっております。

(注) 1. 平成21年7月2日(木)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	21,500株	394,740,000	197,370,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	21,500株	394,740,000	197,370,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の総額は、197,370,000円であります。

3. 当社と割当予定先との関係等は以下の通りであります。

割当予定先の概要

割当予定先の名称	株式会社ハローコミュニケーションズ
割当株式数	12,900株

払込金額		236,844,000円	
金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容		該当事項はありません。	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都豊島区南池袋一丁目34番5号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役 豊田 繁太郎	
	資本の額	85百万円(平成21年3月末現在)	
	大株主および持株比率	株式会社光通信 (比率100.00%)	
当社との関係	出資 関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等	該当事項はありません。	
	役員の兼務関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		当社は割当予定先に対し、発行日から2年間新株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社書面にて通知する旨の確約を得る予定です。	

(注) 1. 割当予定先の内容は、平成21年3月31日現在のものです。

2. 当社との関係は、平成21年7月2日現在におけるものです。

割当予定先の氏名		畔柳 誠
割当株式数		7,000株
払込金額		128,520,000円
金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容		該当事項はありません。
割当予定先の内容	住所	東京都中央区

当社との関係	出資 関係	割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 7,411株 新株予約権証券 635株
	取引関係等		該当事項はありません。
	人的関係		代表取締役社長 C E O
	その他の関係		該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項			当社は割当予定先に対し、発行日から2年間新株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社書面にて通知する旨の確約を得る予定です。

(注) 割当予定先の内容および当社と割当先との関係は、平成21年7月2日現在におけるものです。

割当予定先の氏名		平崎 敏之	
割当株式数		1,600株	
払込金額		29,376,000円	
金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容		該当事項はありません。	
割当予定先の内容	住所 東京都江戸川区		
当社との関係	出資 関係	割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 5,374株 新株予約権証券 450株
	取引関係等		該当事項はありません。
	人的関係		代表取締役副社長
	その他の関係		該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項			当社は割当予定先に対し、発行日から2年間新株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社書面にて通知する旨の確約を得る予定です。

(注) 割当予定先の内容および当社と割当先との関係は、平成21年7月2日現在におけるものです。

#### 割当先を選定した理由

今回の第三者割当増資は、株式会社ハローコミュニケーションズおよび畔柳誠並びに平崎敏之を割当先として予定しております。

株式会社ハローコミュニケーションズは、株式会社光通信100%子会社であります。光通信は通信全般・OA機器販売・保険など多岐にわたる分野の業務を手がけ、同社グループがもつ通信・サービス等様々な分野における顧客のパイプが多岐に渡るために、幅広い販売ネットワークを所持しており、同社グループとの関係を強化することで、当社の収益面にも効果をもたらすものと考え、株式会社ハローコミュニケーションズを今回の割当先として選定いたしました。また、株式会社ハローコミュニケーションズの親会社である株式会社光通信は東京証券取引所第一部上場企業であること、社会的信用力および会社の体制、方針にて、反社会的勢力等と関わることなく、必要な資金を確保でき、100%子会社で

ある株式会社ハローコミュニケーションズにおいても適切に払い込みが履行されるものと判断しております。

なお、現時点での、当社と株式会社ハローコミュニケーションズの親会社であります光通信との関係は、資本提携はあるものの、あくまで「ビジネスパートナー」としての関係であります。

株式会社光通信からは、取締役の派遣もなく、今回の第三者割当増資にともなう取締役の派遣もない旨の報告を受けております。

畔柳誠は当社の代表取締役社長であり、平崎敏之は当社の代表取締役副社長であります。両者は、当社の重要な経営判断を担っております。本株式発行は、当社代表取締役社長畔柳誠並びに代表取締役副社長平崎敏之の中長期的な当社経営へのコミットメントを目的として、当社代表取締役2名が自己資金をもって当社株式を引き受けるものであります。なお、当社取締役会において本株式発行を決議するに際して、畔柳誠および平崎敏之は利益相反の観点から当該決議には参加せず、他の取締役のみで決議を行っております。また、当社代表取締役社長および代表取締役副社長ということもあり、経歴、社会的信用力および資力などを鑑み、当該割当先が反社会的勢力等と関わることなく、必要な資金を確保し、払い込みが履行されるものと判断しております。

以上のことから、本第三者割当増資の割当先として、株式会社ハローコミュニケーションズおよび畔柳誠並びに平崎敏之が適切であると判断し選定いたしました。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金 (円)	払込期日
18,360	9,180	1株	平成21年7月31日(金)	該当事項なし	平成21年7月31日(金)

(注) 1. 全株式を上記1社および2名に割当て、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 本件第三者割当増資による新株式の発行価額は、直近2ヵ月間(平成21年5月2日から平成21年7月1日まで)の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の平均値(19,336円)を参考として、18,360円(ディスカウント率5.05%)としました。

また、直近2ヵ月間の終値の平均値を基準といたしました理由は、平成21年5月初旬以降、当社の株価は、比較的出来高も少ない中急激な高騰を続けており、ボラティリティ(変動性)も高いことより、発行価額の算定根拠としましては、直前取引日の終値を算定根拠とするより、一定期間の平均株価という標準化された値を参考とする方が算定根拠として客観性が高いと考えました。さらに、この2ヵ月間というのは、平成21年5月11日発表の「平成21年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」並びに平成21年5月15日発表の「平成21年3月期決算短信」を盛り込んだものであり、当社の直近の経営成績等が株価に十分に反映されていると判断したためであります。

なお、当社の顧問弁護士より、本件募集株式の払込価額は、当社の株価が、平成21年5月上旬から急激に高騰し続け、発行決議日の直前取引日の終値は当社株式の価値を適正に反映したものでないことを前提に、本件募集株式を引受ける者に「特に有利な金額」(会社法第199条第3項)ではない旨、および、本件募集株式発行は、「著しく不正な方法」(会社法210条第2号)によるものではないことを認める旨、弁護士意見書として提出頂いております。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エフティコミュニケーションズ 本店	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

株式会社三菱東京UFJ銀行 神田支店

東京都千代田区神田小川町二丁目5番1号

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
394,740,000	2,000,000	392,740,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 【手取金の使途】

当該第三者割当増資による資金の使途につきましては、差引手取概算額3億92百万円の内、87百万円を子会社からの借入金返済に充当し、残額につきましては、銀行からの短期借入金の返済に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

組込書類である有価証券報告書（第24期事業年度）の提出日以降、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、以下のとおり追加が生じております。以下の内容は、当該追加部分を抜粋して記載しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

#### 4 事業等のリスク

（中略）

（株式の希薄化リスクについて）

当社は、「第一部 証券情報 第1 募集要項」記載の通り、平成21年7月2日の当社取締役会において、第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」という。）を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資では、発行済株式総数87,990株の24.43%に相当する21,500株を発行いたしますが、これによって1株あたりの株式価値が希薄化いたします。

しかしながら、当社は、このたびの第三者割当による新株式の発行により取得した資金によって、有利子負債の圧縮など財務体質の強化と資本増強を行うことで、財務基盤はより強固なものとなり、また、株式会社ハローコミュニケーションズおよびその親会社であります株式会社光通信と、資本および業務提携をさらに深めることによる業績の拡大が、企業価値ならびに株式価値の最大化につながるものと考えております。

そのため、今回の発行数量と希薄化規模は合理的であると判断しております。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------



なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社 エフティコミュニケーションズ  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 堤 佳 史

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 阪 田 大 門

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフティコミュニケーションズの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 エフティコミュニケーションズ  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 川野佳範

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 山本公太

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフティコミュニケーションズの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を返品調整引当金として計上している。
2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、会社グループのデリバティブ取引に係るヘッジ方針等を見直したことに伴い、予定取引のうちヘッジ会計の要件を満たす為替予約取引等について繰延ヘッジ処理を採用している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エフティコミュニケーションズの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エフティコミュニケーションズが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社 エフティコミュニケーションズ  
取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 堤 佳 史

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 阪 田 大 門

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフティコミュニケーションズの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 エフティコミュニケーションズ  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 川野佳範

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 山本公太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフティコミュニケーションズの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を返品調整引当金として計上している。
2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、子会社からの管理業務収入に対応する人件費等の管理業務費用の計上方法を販売費及び一般管理費として計上する方法から、営業外費用の業務受託費用として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。